

蓄電池群制御技術を活用した スマートレジリエンス・バーチャルパワープラント構築事業に係る基本協定書

横浜市（以下「甲」という。）、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「乙」という。）及び株式会社東芝（以下「丙」という。）は、蓄電池群制御技術を活用した、横浜市の公共施設におけるスマートレジリエンス・バーチャルパワープラント構築事業の実証（以下「VPP 構築事業」という。）を実施するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、横浜市の公共施設に蓄電池設備を設置し、蓄電池群制御技術を適用することで当該蓄電池設備を制御する、VPP 構築事業を実施するための協力関係を定めることを目的とする。

（取組内容）

第2条 乙及び丙は、甲が使用を承認した公共施設の敷地において、当該敷地に設置された蓄電池設備を統合的に制御し、あたかも一つの発電所のように機能させる取組みを通じて、蓄電池を制御するアグリゲーションビジネスにおけるビジネスモデルの確立を目指す。また、甲、乙及び丙は、あわせて災害発生時に、蓄電池設備を非常用電源として利用できるシステムの構築を目指す。

2 前項の取組を通じ、甲、乙及び丙は、次の各号について連携して検討を進める。

- （1）環境性に配慮した防災性の向上
- （2）再エネ有効活用と電力安定化の両立
- （3）新たなエネルギーサービスの提供
- （4）定置型蓄電池の活用拡大

（事業内容と役割）

第3条 甲、乙又は丙は、前条の取組内容に関して、各自の役割分担・費用分担等を協議し、甲、乙又は丙を当事者として含む別途締結予定の実施協定等により定めるものとする。

（成果等）

第4条 VPP 構築事業により得られた成果（書面、電磁的記録方法、口頭開示などその媒体を問わず、本協定の履行により発生する知的財産を含む）及び成果報告書等の成果物の取扱いについては、甲、乙又は丙を当事者として含む別途締結予定の実施協定等により具体的に定めるものとする。

(秘密保持)

第5条 本協定の履行のために他の当事者（以下「開示者」という。）から書面上で秘密である旨を明示されて提供された情報（以下「秘密情報」という。）を、秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」という。）は、開示者の書面による事前の許可なしに第三者に漏洩又は公表してはならない。また、受領者は、秘密情報を本協定第1条の目的以外で用いてはならず、また、改変、改造、リバースエンジニアリング、リバースコンパイルもしくはリバースアセンブルを行ってはならない。

2 VPP 構築事業により得られた成果（書面、電磁的記録方法、口頭開示などその媒体を問わず、本協定の履行により発生する知的財産を含む）に関する情報の取扱いについては、甲、乙又は丙を当事者として含む別途締結予定の実施協定等により具体的に定めるものとする。

3 開示者から書面による要求があった場合又は本協定が終了した場合、受領者は、開示者の指示に従い、機密情報を破棄もしくは開示者に返還しなければならない。ただし、法令又は受領者の通常の事業における社内規程に基づいて保有が義務付けられる場合は、この限りではない。

4 本条に定める義務は、本協定の終了又は解除に関わらず、秘密情報の開示から5年間存続するものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、VPP 構築事業の期間と同様、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間の終了後、VPP 構築事業と同様の事業を実施するか否かは、別途有効期間の終了までに甲乙丙協議の上、決定するものとする。

2 本協定の解除に関する条件は、甲、乙又は丙を当事者として含む別途締結予定の実施協定等により具体的に定めるものとする。

3 甲、乙及び丙は、本協定の有効期間の間、原則として VPP 構築事業を中止することはできない。ただし、VPP 構築事業を継続することが困難な事情が発生した場合、VPP 構築事業の中止を他の当事者に申し入れることができる。かかる申入れがあった場合、甲、乙、及び丙は、VPP 構築事業の中止を含めた対応方法について協議し、決定するものとする。VPP 構築事業を継続することが困難な事情については、甲、乙又は丙を当事者として含む別途締結予定の実施協定等により具体的に定めるものとする。

(反社会勢力の排除)

第7条 甲、乙及び丙は、自ら及び自らの履行補助者（甲、乙又は丙が本協定において他の当事者から委託を受けた業務遂行のために利用する者をいい、個人か法人かを問わず、数次の取引先など第三者を介して用いる下請事業者を含む。以下同じ。）が、現時点及び将来にわたって、次の各号の一に該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準じる者（以下あわせて「反社会的勢力」という。）であること。
 - (2) 反社会的勢力が、実質的に経営を支配し又は経営に関与していること。
 - (3) 反社会的勢力を利用していること。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること。
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 2 第6条の定めに関わらず、甲、乙及び丙は、他の当事者が前項の表明保証のいずれかに違反したことが判明した場合、なんらの催告を要せずして、他の全当事者への書面による通知により、本協定を直ちに解除することができる。なお、当該解除によって被解除当事者に損害又は負担が生じても、被解除当事者は、解除当事者に対してその賠償を求めることはできないものとする。
 - 3 甲、乙及び丙は、自ら及び自らの履行補助者が反社会的勢力による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、又は履行補助者をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに他の全当事者にこれを報告し、甲、乙又は丙の捜査機関への通報に必要な協力を行うものとする。
 - 4 甲、乙及び丙は、自ら及び自らの履行補助者が本条第1項各号に該当することが判明した場合には、直ちに当該履行補助者との間の契約を解除し、又は本協定解除のための措置をとるものとする。
 - 5 第6条の定めに関わらず、甲、乙又は丙が前4項のいずれかに違反した場合には、他の当事者は、何らの通知、催告を要せず、直ちに本協定の全部又は一部を解除することができる。
 - 6 甲、乙又は丙が前項の定めにより本協定の全部又は一部を解除した場合には、相手方に損害が生じても一切これを賠償せず、また、かかる解除により当該解除をした者に損害が生じたときは、前項の違反を行った当事者がその損害を賠償するものとする。

（協定の見直し及び疑義などの決定）

第8条 甲乙丙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙丙協議の上、書面をもって変更を行う。

- 2 本協定に定めのない事項については、甲乙丙協議の上別途定めるものとする。なお、VPP 構築事業に対する補助金の交付条件は、本協定に優先するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定を3通作成し、甲乙丙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年7月6日

横浜市中区港町1丁目1番地
(甲) 横浜市
横浜市長 林 文子 印

東京都港区海岸1丁目11番1号
(乙) 東京電力エナジーパートナー株式会社
代表取締役社長 小早川 智明 印

東京都港区芝浦一丁目1番1号
(丙) 株式会社東芝
代表執行役社長 綱川 智 印